

多核種除去設備等処理水の海洋放出政府方針の撤回を求め、 陸上保管を続け、課題解決に取り組むことを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故以来発生し、タンク貯留しているALPS処理汚染水（以下、処理水）の処分について、今年4月13日に菅総理大臣は関係閣僚会議を開き「海洋放出」の方針を正式決定しました。

政府と東京電力は2015年時点で海洋放出に反対を表明している漁業者と、「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」との約束を交わしています。4月13日の政府決定は、この約束を反故にしたもので、西郷村としても見過ごしにできません。

処理水の海洋放出には、福島県漁業共同組合連合会をはじめ、全国漁業連合会、福島県森林組合連合会、福島県農業協同組合中央会等第一次産業事業者が明確に反対を表明しています。さらに、その他の関係機関や自治体首長からは、もっと多くの県民に説明をして意見を聞くべき、必ず起きる新たな風評被害に対する具体策を提示するべきとの指摘はもとより、県内の7割をこえる43市町村議会が撤回・反対・慎重の意見書を発信しています。また、メディアの世論調査でも福島県の有権者の57%が「薄めて海に流す」ことに反対しています。

処理水には、トリチウムだけではなく、除去できていない基準値を超える多核種が保管量の7割に残留しており、二次処理して希釈するとはいえ持続的に放出すれば近海の海産物に取り込まれます。その上、トリチウムは市民には簡単に測れないので大きな不安材料です。この市民が簡単に追及できない現実を突いて、原子力規制委員会は、海洋放出水の放出前汚染濃度の測定を行わないと、無責任を表明しています。

汚染水の海洋を含む環境への放出は、原発事故で大きな打撃を受けた福島県の一次産業従事者をはじめとする被害者に、更なる苦しみを与えることは確実です。政府は「風評被害が出たら補償する。」としていますが、被害を判定するのが加害者たる政府と東電となる可能性があり、公平な被害補償などは到底期待できません。特に海を生業の場とする漁業者にとって、海洋放出は福島県の漁業の壊滅を意味し、内陸部でも海水の蒸発による農業への影響、海産物を消費・摂取することでの内部被曝の懸念、海水浴などのレジャーの際の外部被曝の危険もあります。

よって、この問題は漁業者だけの問題ではなく、原発事故で甚大な困難を背負わされている福島県民全体の問題で、事故で汚染水を発生させた東京電力は環境に放出せず、大型タンク保管やモルタル固化など具体的で実績のある対策で、陸上で厳重に管理・保管をすることが当然の義務です。トリチウムは水から分離抽出する技術開発の期待も話題になっています。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

記

1. 政府は「多核種除去装置等処理水を海洋へ放出する」とした方針」を撤回すること
2. 同水は、政府・東電の責任の下、陸上において厳重に管理・保管し課題解決に取り組むこと

令和3年9月17日

福島県西郷村議会

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
原子力規制委員長 様